

過労運転防止のための管理体制

自動車関連情報アーカイブ

◆ 違反行為の下命容認の禁止

道路交通法第75条では、自動車の使用者と企業や安全運転管理者等に対して、運転者に次の違反行為を命じたり、運転者がそのような運転をすることを容認することを禁じています。

- ①無免許運転 ②最高速度制限違反運転 ③酒気帯び・酒酔い運転
④過労運転、麻薬等服用運転 ⑤無資格運転 ⑥積載制限違反運転 ⑦放置行為

【罰則】 運転者および使用者共通

過労、病気、薬物の影響、その他の理由により、正常な運転ができないおそれがある状態での運転

…… 3年以下の懲役または50万円以下の罰金

◆ 安全運転管理者の業務

道路交通法第74条の3では、自動車の使用者に5台以上の自動車を使用する事業所毎に、安全運転管理者の設置を義務づけ、同時にその業務内容を具体的に定めています。

道路交通法施行規則（抜粋）

（安全運転管理者の業務）

第九条の十 法第74条の3第2項の内閣府令で定める業務は、次に掲げるとおりとする。

- 一 自動車の運転に関する運転者の適性、技能及び知識並びに法及び法に基づく命令の規定並びに法の規定に基づく処分の運転者による遵守の状況を把握するための措置を講ずること。
- 二 法第22条の2第1項に規定する最高速度違反行為、法第58条の3第1項に規定する過積載をして自動車を運転する行為、法第66条の2第1項に規定する過労運転及び法第75条第1項第7号に規定する放置行為の防止その他安全な運転の確保に留意して、自動車の運行計画を作成すること。
- 三 運転者が長距離の運転又は夜間の運転に従事する場合であつて、疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、あらかじめ、交替するための運転者を配置すること。
- 四 異常な気象、天災その他の理由により、安全な運転の確保に支障が生ずるおそれがあるときは、運転者に対する必要な指示その他安全な運転の確保を図るための措置を講ずること。
- 五 運転しようとする運転者に対して点呼を行う等により、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第47条の2第2項の規定により当該運転者が行わなければならないこととされている自動車の点検の実施及び飲酒、過労、病気その他の理由により正常な運転をすることができないおそれの有無を確認し、安全な運転を確保するために必要な指示を与えること。
- 六 運転者名、運転の開始及び終了の日時、運転した距離その他自動車の運転の状況を把握するため必要な事項を記録する日誌を備え付け、運転を終了した運転者に記録させること。
- 七 運転者に対し、自動車の運転に関する技能、知識その他安全な運転を確保するため必要な事項について指導を行うこと（法第74条の3第2項に規定する交通安全教育を行うことを除く。）。

***** 過労運転防止のための管理 *****

自動車の使用者である企業は、業務に自動車を使用する以上、過労運転の防止のための措置をとるように法律で義務付けられています。そのため、長距離運転や早朝・夜間運転について社内ルールを作り、過労運転防止対策に取り組むことが必要です。

社内ルール事例

- 《A社》 課責任者へ①毎日点呼による運転者の状況把握 ②日報チェック ③業務との兼ね合いを見定め、配分の指示を行うことを通常業務の一つとして課する。
《B社》 早朝、夜間の運転は原則禁止。
《C社》 200km超の移動の場合は、自動車の使用は禁止。電車で現地に赴き、レンタカーを使用する。

- 過労運転が違反行為になるということを、運転者本人が認識していないことも多いので、社内ルールとして明文化し、意識付けを図りましょう。
- 2009年6月1日施行の道路交通法施行令の一部改正では、過労運転の反則点数が13点から25点に引き上げられ、免許取消、欠格期間2年(前歴なしの場合)となりました。これは、呼気中のアルコール濃度0.25mg/L以上の酒気帯び運転と同じ処分になります。